

## 甲斐市議会バイオマス産業都市構想特別委員会会議録

1. 開催日時 平成31年2月8日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（10名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	保坂芳子君
	伊藤毅君		滝川美幸君
	五味武彦君		金丸寛君
	松井豊君		清水正二君
	有泉庸一郎君		山本英俊君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（8名）

議長	長谷部集君		加藤敬徳君
	秋山照雄君		清水和弘君
	横山洋介君		金丸幸司君
	赤澤厚君		斉藤芳夫君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	小田切聡君	環境課長	中込広人君
バイオマス 推進係長	小田切英規君		

---

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下和也	書記	興石文明
書記	小澤裕一		

## 内容

- 1 日立造船（株）との基本協定書（案）について
- 2 その他

開会 午後 1時28分

○書記（小澤裕一君） 改めましてこんにちは。

ご参集大変お疲れさまです。

これよりバイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただき、引き続き、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、内藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めましてこんにちは。

昨日は市民と議会の対話集会大変お疲れさまでございました。実のある対話集会であったと思います。また今後、その集約に向けてまた皆様方のご協力をお願いできるかなというふうに思います。

きょうは、我々待ちに待った協定書の案というものが提示されました。ここからがまさにバイオマスのスタートかなというふうに思っております。中身は非常に重要な部分がございますので、慎重審議をお願いしたいと思います。

加えて、これはきょう1日でこのことを結論づけるというわけにはいかないと思いますので、改めてもう一回委員会を開いて最終的な詰めをするというふうな流れでいきたいと思っておりますので、委員各位のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これよりバイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（内藤久歳君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり、進めたいと思っております。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますのでご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑はさきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質

間は1回までとします。

念のため、人数を申し上げます。

甲斐市民クラブ2人、創政甲斐クラブ2人、新政会1人、公明党1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

これより、次第3の内容に入ります。

(1) 日立造船(株)との基本協定書(案)について、当局より説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長(中込広人君) 大変お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、環境課から木質バイオマス発電事業における日立造船株式会社との協定書(案)につきましてご説明させていただきます。

ご説明の前に、現在の木質バイオマス発電事業の進捗状況につきましてご報告させていただきます。

前回、本特別委員会にお示しいたしました燃料調達計画については、昨年12月には山梨県林業振興課における審査が終了いたしました。また、東京電力との系統連携につきましても前事業者から日立造船への継承も終えたところでございます。

これにより、経済産業省への手続に係る準備が整ったことから、本年1月8日付で設備認定の名義変更及び計画変更の申請を行っております。通常、提出書類の不備や内容等に疑義がなければ、申請から認定までの審査期間は三、四カ月ほどと聞いているところであり、現在認定待ちの状況となっております。

今後におきましては、この設備認定の変更承認が得られ、日立造船における取締役会で承認された後、基本協定書の締結という組み立てを考えておりますので、目指しておりました今年度内での基本協定書の締結は厳しい状況ではありますが、早期に事業化に向けた取り組みができるよう努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、ご報告させていただき、これより本題につきましてご説明させていただきます。

バイオマス産業都市構想特別委員会資料1ページをお願いいたします。

それでは資料に基づきご説明させていただきます。

日立造船株式会社との基本協定書(案)について、まず、協定書の主要部分であります1の木質バイオマス発電所用地の貸付料につきましてご説明させていただきます。

木質バイオマス発電所用地として本市が取得する土地につきましては、昨年5月に日立造船と締結いたしました基本合意書において、本市が土地を確保し、特別目的会社に有償で貸

し付けることとしているところであります。

取得した土地につきましては、枠で囲ってあります地方自治法の抜粋のとおり、地方自治法第238条の5の規定に基づき、普通財産として特別目的会社に貸し付けるものであり、また、貸付料については同法第237条第2項において、適正な価格で貸し付けなければならないと定められております。このことを踏まえる中で、今般、基本協定書の締結に当たり、土地の貸付料を定める必要があり、別紙1の考えのもと、現在協議を進めている状況であります。

お手数ですが、別紙1の発電所用地の貸付料をお手元をお願いいたします。

まず、1の貸付料算定の基礎単価であります。公共施設の敷地の一部などの行政財産を貸し付ける場合、甲斐市使用料徴収条例において使用料を定めますが、この甲斐市使用料徴収条例においては土地の評価額を算定の基礎としており、これを発電所用地に当てはめ、近傍宅地の評価額から試算いたしますと、1平米当たりの単価は約1万円になるところであります。

一方、発電所用地に投資いたします実勢価格は、現在の想定予算ベースですと3億4,000万円であり、1平米当たりの単価は約1万5,500円となります。よって、実勢価格が評価額を上回り、大きく乖離していることとなるため、使用料徴収条例の例に準拠せず、実勢価格を貸付料の基礎として用いることといたしました。

実勢価格の内訳であります。土地取得経費は約1.6億円、造成経費は約1.8億円であり、それぞれの内容は記載している内容でございます。

次に、2の適正な価格の考え方であります。

発電所用地については、先ほどご説明したとおり、地方自治法により適正な価格で貸し付けなければならない。また同時に、貸付料を支払う日立造船サイドの理解を得なければならないため、実勢価格に対する貸付料の割合を検討した結果は次のとおりであります。

まず、①として、日立造船においては、茨城県にあります宮の郷木質バイオマス発電所用地の貸付料相当を基本として考えているところであります。宮の郷木質バイオマス発電所の貸付料であります。1平米当たり314円でございます。

②として、行政財産を使用する場合の貸付料は、使用料徴収条例により評価額の4%としておりますが、これは短期間、最長1年が限度と定められております貸付期間を前提としているため、高い利回りを設定しているところでございます。

③として、発電所用地の貸し付けは、借地借家法による事業用定期借地権として契約する

こととしておりますが、この場合の貸付期間は最長50年と定められており、償還割合に換算すると年2%となるところであります。

④として、菖蒲沢の山梨県メガソーラー誘致事業においては、土地賃貸借料を無償とする中で、引き渡し前に県で実施いたしました造成経費を負担金として一括で徴収しております。これを例に、造成経費、想定予算ベースの約1.8億円を貸付料に転嫁した場合、利率は約2.3%と算出されます。

⑤として、貸付料の利回りにつきまして不動産鑑定士に相談したところ、一般的な土地賃貸借料の期待利回りはおおむね2%であり、利率は2%相当を基本として考えることが妥当との見解がありました。

⑥としては、現在日立造船に対して、地域貢献の一環として貸付料とは別に協力金の納付を求めており、売電期間中における利益の還元を考えているところであります。なお、協力金の額は年200万円を基本に交渉中であります。

このほか、本事業が本市の誘致事業であること、本市に不利益が生じないこと、土地については貸付期間終了後も本市の財産として存在すること、雇用や森林再生などの二次的、三次的な効果が期待できることなど、トータルで検討した結果、実勢価格の2%相当が適正な価格、対価であると考えたところであります。

別紙1の2ページをお願いいたします。

3として、貸付料の試算であります。実勢価格を基礎価格として、その2%相当を貸付料の算出割合とした場合の試算でございます。

発電所の貸付料につきましては、実勢価格をもとに次の算定式により計算いたします。

まず、土地取得経費と造成経費の合算を市が取得する土地の面積で割りますと平米単価が算出されます。この単価に実際に日立造船に貸し出す土地の面積を掛けた金額に対し2%を掛けたものが年間の貸付料となります。

上記に金額等をそれぞれ当てはめた年間貸付料は次のとおりであり、年約650万円となります。なお、事業期間の貸付料は建設に2年、売電期間が20年、解体、撤去に1年の23年間の貸出期間となりますので、総額は1億4,950万円、約1億5,000万円となります。

中段から下の図1をごらんいただきたいと思っております。

まず、左の図であります。市が取得する土地の面積は2万2,000平米であり、このうち1,000平米は熱供給施設や現在あります鉄塔部分で、本市が使用する土地であり、残り2万1,000平米が日立造船に貸し出す土地であります。

右の表はこの貸付料の考えからの収支のシミュレーションであり、土地取得経費1.6億円、造成経費1.8億円の合計3.4億円の支出に対し、収入といたしましては、23年間の貸付料として1.5億円、売電期間の20年間の協力金が0.4億円、木質バイオマス発電所が20年間市に納付する市税が3.3億円の合計5.2億円となり、収支としては1.8億円の黒字という結果となっております。

なお、税収の内容であります。設備投資に係る償却資産である固定資産税及び法人税であり、日立造船サイドの説明では、設備投資額は40億円を超えるだろうと考えているところでございますが、このシミュレーションでは35億で試算しているところでございます。

また、造成経費の1.8億円は貸付料と協力金で賄えることとなりますので、県のメガソーラー誘致事業の例にも合致いたします。

さらに、実勢価格の2%を年額平米単価に換算いたしますと310円であり、宮の郷バイオマス発電所用地のリース単価、平米当たり314円とほぼ相違ない額になるところでございます。

3ページをお願いいたします。

投資する3.4億円が回収できる期間を示した図であります。本市は先行して投資いたしますので、ゼロ年度はマイナス3.4億円からスタートしますが、土地を引き渡した1年目から貸付料や固定資産税が納付され、12年目には投資額を回収できることとなり、以降は黒字分となります。

最後に、年間貸付料の約650万円ですが、あくまで想定予算ベースでの金額であり、土地取得経費や造成経費に変動がある場合、その変動に比例して金額が変更となりますのでご承知おきをお願いいたします。

以上が、木質バイオマス発電所用地の貸付料の考え方について、ご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

ここで委員会並びに職員各位に申し上げます。

質問は一问一答とし、また、質問、答弁は簡潔、明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 初めて読むんでよくわからんところもありますけれども、例えば道路

工事なんかの場合、土地を借りたりする場合は通常は5%が相場とこれまでに聞いていたんだけど、それと比べると随分低い感じがするけれども、その辺はどうなんですか。こっちもあんまり詳しくはないんだけど。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 道路の関係はちょっと専門ではないのでちょっとそれはわかりかねるんですけど、実際には一番参考の例となるのが、行政財産を貸し付けた場合は土地の評価額に4%というふうなルールがございます。これ条例上になっておりますので、基本的にはこの考えが基礎となっているものでございますが、実際には土地の評価額は先ほど説明したとおり平米当たり約1万円、実勢価格は1万5,500円という、乖離しておりますので、実勢価格を当然とるのが当然だろうという中で、その4%の比率というふうなことで考察した結果、不動産鑑定士さんからの、ご相談してアドバイスももらったんですけど、行政財産は先ほど説明したとおり、1年が限度という、非常に短期間なものなので利率を高くしているといったことなので、不動産鑑定士の先生によれば土地の期待利回りは2%が妥当だろうという回答もございましたので、一応そんなふうに設定させていただいたところでございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 20年で一応終わるという形ですね、契約は。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 貸付期間につきましては、建設に2年、売電期間中で20年、解体に1年ということで23年間の貸付期間を考えているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） この機械的に建物的に20年で壊れるというようなものではないんですよね、これ。例えば、途中で延長とかそういう形のものはできないのかね。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的にはこの23年間でまずは区切りをつけるという形になりますが、実際にFIT制度につきましては20年というふうになりまして、そのFIT制度が終わった後に売電価格がどうなるのかというものの中で、日立造船さんのほうも判断があるかと思えますけれども、基本的には23年たつ二、三年ぐらい前に協議をして、市ではその土地を違う目的で使いたいということであれば契約は終われますし、予定がなくてさらに

日立造船が借りたいということになれば、この金額、物価の関係もありますけれども、ほぼこの金額で延長というふうな選択肢もあるかと思えます。

○委員長（内藤久歳君） いいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 一番最後のグラフのほうでわかったんだけど、固定資産税も含まれる費用がグラフにあらわれているということですよ。固定資産税、これは幾ら、35億かかると言いましたっけ、大体。そうすると、それにかかわる固定資産税というのは毎年の収入というのはどのくらいこの中に含まれているんですか。ちょっと建設金額がアバウトなんで何とも言えないんだけど。

〔発言する者あり〕

○委員（五味武彦君） そうなんだよ、だから、逆に下がっていくんじゃないかなと思うんだけど。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 設備投資に係る償却資産の固定資産税というふうな形にはなりまして、実際には日立造船さんは40億円を多分投資はかかるだろうという中で、我々とは低く見積もりをして一応調べて35億円で試算したところでございます。

固定資産税、償却資産でございますので、年々償却していくというふうな中で、だんだん金額幅は減ってくるわけですけれども、ちなみに一応初年度につきましては固定資産税は約2,200万円、2年目が1,900万円、3年目が1,600万円、これ約でございますけれども、というのは、この3年間につきましては軽減税率がちょっと働いてしまいまして、再生可能エネルギーでつくった設備につきましては軽減措置がございます。4年目にはその軽減措置がなくなりますので約2,800万円、翌年が2,400万円というふうなことで落ちていくような状況になっております。最終的には固定資産税は約2億4,600万円というふうな内訳となったところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） もう一つ、最終的にはというのは20年を経た後、それとも解体、撤去のときを目指しているんですか。20年のことかな。撤去まで。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応売電期間中で、撤去になると今度はそれが償却資産がなくなるとい形になりますので、20年間ということです。

○委員（五味武彦君） 20年間ということです。

○委員長（内藤久歳君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 今、固定資産税のこと、要するに市に入るお金は固定資産税が今出てきたんだけど、そのほか、ちょっと話題が飛ぶかもしれないけれども、そのほか法人税とかいろんなものがあらわれてくると思うんですよ。それはこの項ではまだまだ言えない部分でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 法人税のほうにつきましても、一応私どものほうでシミュレーションをしております、法人税は20年間で約8,000万円というふうなことで見込んでいます。

また、法人税につきましては、最初の10年間ぐらいは多分償却資産のほうが大きくて税金は発生してきませんけれども、償却がだんだんなくなってきたところで法人税が出てくるのではないかというふうに思っているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） この8,000万はこれには出ていないですね、グラフには、もちろん、全然ないですね。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） こちらの3ページのシミュレーションの中には固定資産税と法人税が合算しているものがこちらに入っております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

これより傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） 以上で、協定書（案）の発電所の土地の貸付料についてを終わりました。

いと思います。

次に、条項の部分の審議に入ります。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、バイオマス産業都市構想特別委員会資料1ページの下段をお願いいたします。

2の協定書（案）についてであります。本市と日立造船とは木質バイオマス発電事業の正式な事業化決定のあかしとなる基本協定書について本年3月までの締結に向けて協議を進めている状況であります。

ただし、冒頭でご報告したとおり、設備認定の名義変更が認定されてからの締結となりますので、実際には4月以降にずれ込むものと考えております。

基本協定書の締結先につきましては日立造船とし、締結先にした根拠、基本協定書の趣旨、現段階における基本協定書（案）については次のとおりであります。

まず、基本協定書に締結先を日立造船とした根拠であります。発電事業につきましては、日立造船が約8割を出資する特別目的会社を設立するところであり、したがって、日立造船は特別目的会社の代表企業として事業実施に係る大部分の責任を負わなければならない立場となるため、基本協定書の締結先といたしました。従前は、特別目的会社を締結先と考えていたところですが、責任の所在を明確にするとともに、本市のリスクを最小限に抑えるため、特別目的会社の主となる法人を締結先としたところであり、

基本協定書の趣旨であります。本市と日立造船が事業に着手するに当たり定めておかなければならない事項について明文化したところであり、また、日立造船がみずからの責任で特別目的会社を管理、監督することを定めております。

基本協定書の案は別紙2のとおりであり、お手数ですが別紙2の資料をお手元をお願いいたします。

この別紙2の協定書（案）は現在日立造船と協議を行っております全文であります。本市の顧問弁護士や日立造船の法務部門の意見等をすり合わせながらの内容となっております。

時間の関係上、重立った項目についてご説明させていただきますが、重要な内容でもありますので、若干説明が長くなることをあらかじめご了解いただきたいと思います。

まず、第1条であります。協定書を締結する目的を定めております。

第2条は、本市及び日立造船の義務においては、双方が果たすべき義務を定めております。

第3条では、特別目的会社の設立とし、基本合意書にも記載したとおり、日立造船は代表

企業として事業を遂行するため、新たに特別目的会社を設立することを定めております。この特別目的会社は株式会社とすること。本店所在地を甲斐市内とすること。日立造船が株主中最大の出資をするとともに保有割合が期間中を通じて50%以上とすることを定めております。

第4条では、発電会社に対する日立造船の役割として、本事業の適正な遂行及び本協定の確実な履行に関し、日立造船みずからが責任を持って管理、監督することを定めております。この第4条が日立造船を協定先とした意義のポイントであると考えているところでございます。

第5条は、バイオマス発電所の概要であり、最大出力は宮の郷バイオマス発電所を1,200キロワット上回る6,950キロワットとしております。

第6条では、役割分担といたしまして、本市及び日立造船、または発電会社の事業に関する役割分担を定めております。具体的には、お手数ですが協定書（案）7ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

農地関係、土地取得及び造成関係、熱供給事業関係は本市の責任において。発電事業関係は日立造船または発電会社の責任としております。

戻っていただき、2ページをすみませんをお願いいたします。

第7条では、先ほどご説明いたしました土地の貸付料を定めるとともに、本市が取得する土地と貸付期間について定めております。

8ページ、9ページをすみません、またよろしくをお願いいたします。

8ページに別表2で用地の一覧、9ページ別表3では貸付期間の指針を示しております。なお、記載している年月日は今後の進捗状況により若干変更する場合がありますが、基本的に、建設工事が2年、売電期間が20年、解体、撤去が1年の全体として23年間の貸付期間は基本的には変更ないものと考えているところでございます。

何度も申しわけございませんが、2ページのほうによろしくをお願いいたします。

第7条第4項では、契約方法の定めで、事業用定期借地権設定契約において定めることとしております。

第8条、第9条では、用地の造成工事及び引き渡しと発電所の建設整備及び管理運営の日程の指針について定めております。それにつきましては、9ページの別表4といたしまして、市の工程、発電会社の工程を示しておりますが、協定書締結には若干変更があるものと考えております。

2ページに戻っていただきまして、第10条では、事業計画書の届け出として、発電会社は発電所の建設整備及び管理運営について内容が明らかとなる事業計画書を作成し、本市に届け出ることを定めております。

第11条では、既存井戸の取り扱いについて定めております。既存井戸は貸出期間中、発電会社が使用できること。ただし、使用に要する施設の整備、維持管理についてはみずからの責任と負担において行うとともに、本市は一切の責任を負わないものとしております。

第12条では、熱の提供として、基本合意書にも記載したとおり、発電会社は発電所から発生する熱を甲斐市に無償で提供すること。提供方法及び構造については協議の上決定することを定めております。

第13条は、甲斐市及び発電会社の責任分界点として、本市と発電会社の発電施設及び熱供給設備の建設、整備に関する責任分界点を定めており、具体的なイメージといたしましては、大変お手数でございますが、10ページ、一番最終のページになります、別表5で図で示しております。

また、すみませんが、第14条でございます。

第14条では、地域への貢献であり、発電会社における地域貢献策について定めるものがあります。第1号は協力金について。第2号は雇用について。第3号では甲斐市内企業の活用について。第4号ではさまざまな分野での協力、支援について。第5号では技術の提供について。第6号では支障ない範囲内での電力の使用についてを定めております。

4ページをお願いいたします。

第17条では関係法令の遵守を、第18条では環境保全協定の締結について定めております。

第19条は、一括委任、または一括下請の禁止。

第20条は、有効期間の定め。

第21条は、不調の場合に係る処理を定めております。

第22条では、原状回復義務といたしまして、用地の貸付期間の満了後には発電会社の責任と負担において、用地の地上及び地下に存する一切の建築物、工作物を撤去するとともに、本市が指示する必要な調査を行い、用地を原状に復した上で返還することを定めております。

第23条以下につきましては、協定書における基本事項となっております。

以上が、現在日立造船と協議を行っている基本協定書（案）の全文であります。あくまで協議中の段階でありますので、ご意見等を伺う中で必要に応じて修正等を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 協定書（案）に関する説明が終わりました。

この説明について、委員各位何か質疑がございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 地域への貢献のところになるのかわかんないけれども、非常時の停電時における配電ですか、地元への優先的な配電ということはここにはうたえないものなのか、どうなのでしょう。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 非常時ですと、送電網がとまってしまうというふうな形もありますので、日立造船さんのほうにつきましても非常用の電源も抱えるというふうな形の中で、その辺の利用のほうもうちのほうも申し出をしまして、その辺のことも工夫していただくというふうなことは伺っているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） まだ交渉中という部分だとは思いますが、ただ、地元バイオマスの発電所がありながら、停電して周りが全く使えなかったということになっちゃうとちょっと目も当てられない部分があるので、その辺のことは今からの交渉事ということでもいいんですか。要するに、私の言っていることわかるかな。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 実際には、災害時に電気が、東京電力の電源がとまるというふうになると、もう送電網が実際に使えないので、バイオマス発電所は送電線に乗っかっていまして、その送電網が使えないということなので、非常に技術的にちょっと難しいという、ですが、また違う面で貢献するというふうなことも考えているところでございます。

〔「もう一ついいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 五味委員、どうぞ。

○委員（五味武彦君） 井戸の取り扱いというところなんだけれども、果たして多分結構水を使うと思うんですよ。そうすると、この井戸だけではもちろん、賄えるんですか、賄えないですよ。そうすると、水道とか何か水に関しての制限とか何とかというのほうたわなくてもいいのかなと思って。どうなんです。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今のところの予定では、既存の井戸のほうは使用したいというふうな形の中で、そのほかに2本井戸を掘るということを現在日立造船さんのほうでは考えて

いるところございまして、本市の上水道につきましては、一応基本的にはトイレであるとか、そういった事務所で使うような部分でありまして、発電所自体につきましては井戸で賄う、全量賄うというふうな計画となっております。

また、市の上水道に影響がないというふうなことの中で、基本的にはその辺のことも専門家のほうに調べて、今現在進めているところでございます。

〔「もう一つ最後です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 五味委員、どうぞ。

○委員（五味武彦君） 新しくまた井戸を2本掘るということ、これは発電所側で、要するに日立造船側で工事して水を使うということになると思うんですよ。それは使用料とか何とかというの発生しないもんですか、井戸の場合。ちょっと私、井戸水ってわかんないんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） まず、既存の井戸につきましては、こちらの条文に書いてあり無償でお貸しするというふうなことで、ただし、市は一切の責任は持ちませんよというふうな表記になっております。

また、自身が2本ほかに掘りますけれども、これについては当然掘削、ボーリング工事につきましては当然日立造船というか発電所側がされるもので、我々としては一切負担はないわけですが、実際に自分で掘る井戸の使用につきましては当然無料というふうなことは考えているところでございます。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

有泉委員、どうぞ。

○委員（有泉庸一郎君） 用地のことでちょっとお聞きしたいんですけども、ここに2万1,000平米ほどの用地の一覧表がありますよね。これは今現在どういう形になっているんですか、状況は。これはまだ取得はしていないんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今、こちらの土地につきましては、農振の除外はしておりますけれども、私どものほうでまだ買収にはかかっていないところがございます。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員、どうぞ。

○委員（有泉庸一郎君） ただ、この地権者との話はどういう形になっているんですか、今。

契約は多分していないんでしょうけれども、でも、今もう耕作していないですよ、現状。そういうような、前もちょっと聞いたことあるんですけども、その補償の問題とかいろいろあるじゃないですか。買っちゃえばもう問題ないんでしょうけれども、その辺の話というのはどんな状況なんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今現在こちらについては耕作してなくて、市の職員が何度か行って草を刈ったりしているわけでございますけれども、地権者さんにつきましては今年の8月の末に一度説明をさせていただきまして、今こんなような状況でありますというふうなご説明をさせていただきましたし、バイオマスの展望みたいなものもご説明させていただいたところでございます。

かねてから有泉委員さんのほうからご指摘がありました補償料とかそういったものがございますけれども、基本的に物件補償費でその辺のほうを賄っていきたいと思っておりますし、また、耕作していないというふうな営業補償的なものにつきましても今後考えていきたいなと考えておるところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、だからこの地権者としてはおおむねこの事業に関しては了解してもらっているということでもいいですよ、そう理解しておいて。

もう一つ、この協定書に入るかどうかわかんないけれども、前、視察に行ったときに貯木場じゃないや、チップの工場の用地としてこの2万2,000平米以外に日立造船で考えているみたいな話がありましたよね。その辺はどういう形になるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 双葉スポーツ公園とあと中央道が挟まったところにつきまして、チップ工場を、このバイオマス発電所のためのチップ工場を建設するというふうなことを進めているところでございますけれども、これについては基本的に市は直接タッチはせずに、民間事業者がそちらにチップ工場をつくるというふうな形になっております。

今現在の状況でございますが、昨年8月に農振の除外の申請をいたしまして、現在その辺の審査がありまして、順調にいけば5月ごろに農振が除外が終わりまして、そこから民間事業者が日立造船さんじゃないんですけれども日立造船さんの関係のグループがそちらのほうの用地買収、そしてチップ工場の建設というふうなことで進んでいくと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君）　じゃ、それも並行して進んでいるという理解しておいていいわけですね。わかりました。どうも。

○委員長（内藤久歳君）　山本委員。

○委員（山本英俊君）　地域貢献の中で、（２）の発電会社は本事業について雇用される従業員についてということで、甲斐市内の居住者を積極的に雇用するという形が書いてあるんですけども、ざっくり、人数的にはまだ全然見通しがついていない。

○委員長（内藤久歳君）　中込課長。

○環境課長（中込広人君）　基本的には発電所の関係である。また、さっきご説明したチップ工場の関係も含まれますので、そちらで働く従業員の３割以上は雇用してくださいといったことで、こちらにも書いてありますとおり、別途雇用協定書のほうにそのほうの明記をいたしまして、３割以上の雇用をというふうなことで義務づけをさせていただきたいと考えております。

　　大まかに、具体的な人数となりますと、雇用する人数にもかかわりますけれども、恐らく六、七人ぐらいは最低でも雇用するというふうな状況になっているところでございます。

○委員長（内藤久歳君）　山本委員。

○委員（山本英俊君）　ぜひ多く雇用させてもらいたい、３割じゃなくて、そこいって１割でも２割でも多くしてもらって、雇用してもらいたいと思いますけれども、その中で、これが２０年という形ですよ。例えば、大卒とか高卒とかで入って２０年でということになると４０代半ばくらいでちょうどあれなんだけれども、会社が終わってしまうという形になると、引いてしまうとなると、この子たちというか、大変な目に遭っちゃうんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君）　中込課長。

○環境課長（中込広人君）　実際に雇用されてそこで２０年働くのかどうかはちょっとわかりませんし、グループ内でいろんな人を回したり、またそういった技術を習得するというふうな形となりますので、いきなり２０年終わったから解雇ということは考えていないところでございます。

　　それが企業としてどんなふうなことになるかわかりませんが、基本的にはそういうふうにならないように私どものほうも指導というかお願いもしてまいりたいというふう考えております。

〔「最後」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） 今、課長言って、これ20年という形ですけども、終わった場合には、例えばまたどこかへ配属になるとか県外行くとか、そういう形になっちゃうんじゃないですかね、簡単な話が。

山梨県で同じところで、例えば終わるまで、例えば60ぐらいまで勤められるとかそういう形ができれば雇用してもらえればありがたいけれども、それは確約できないということでもんね。

その辺も若い人たちが未来、いい会社ですから、日立造船という形の中でやる分には、ぜひ山梨でうまく雇用できる、60までの雇用をできるような形をどこかうまい形でやってもらえるような形ができればいいと思って、その辺のそういう、何ていうのかな、話というか、条件の中に入れてもらうとかそういうのはできないんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 協定書までうたうというのは非常に難しいものであって、私どものほうでお願いしていくものだと思いますけれども、いずれにしても、日立造船さんにつきましては山梨県内にそういったプラントを持っていない。これが県内で初めて日立造船がプラントに絡むというふうな形の中で、いずれにしてもこの雇用した方々につきましては、技術を身につけていただきまして、20年後にどうなるのかわかりませんが、県内でその技術が発揮できるような体制のほうも要望していきたいなと思っております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 発電所の用地と貯木場、チップ製造の、若干距離があいていますよね。茨城のほうの施設を見学したときに、一体となって、貯木場からずっと、非常に効率的というか、輸送コストといいますか、その辺の、甲斐市の場合は距離は短くてもチップを運ばなきゃならないという作業がそこに入ってくると思うんですが、今の段階でそういった一体化するような見直しというかな、チップ工場と貯木場と一体となるような、そういった用地の確保というかな。現状ではかなり難しいような状況にはあると思うんですが、そういった将来的といいますか、交通の行き来と道路整備とか、そういったものが絡んでくると思うんですよ、市のほうの関係でも。その辺をどのように考えていますか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 宮の郷バイオマス発電所につきましては、まさに隣接して効率的というふうなことの中で、チップ工場は近ければ近いほうがいいというのは委員さんおっしゃるとおりなんですけれども、実際にバイオマス発電所用地の隣接地というふうになると北側になってしまいます。北側ですと非常に狭いですし、傾斜がきついというふうな形の中で、そこにはちょっとチップ工場は無理だろうといった中で、一番最短の場所がスポーツ公園挟みますけれども、あの場所といったことで日立造船なり林業課のほうがそこを選定したというふうな経過がございますので、あとは、なるべく輸送距離を短くする中で効率的な輸送方法について今現在詳細を詰めているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） しっかりその辺は詰めていただくことは必要だと思うんですけれども、あそこのグラウンドの体育館とグラウンド、あそこで大会といいますか、ソフトボールにしるバレーにしる、そういう、甲斐市だけではなくて関東の大会とかいろいろやれるわけです。そういったときに、やはりあそこの道路を一緒に使うといいますか、出入りから何から。だから、そういったちょっと混乱といいますか、交通の状況が心配な面があるんですが、その辺も十分考えてちょっとやっていただけたらなと思いますので、その辺もはっきりし次第こういった会議の中で報告をお願いしたいと、そのように思っています。よろしく願いしたい。

〔「それに関してさ、チップ工場からの運搬方法をどうに考えているかって説明」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今、自主アセスとして、日立造船さんがあそこの交通量調査のほうも当然ながらそれを調べている状況であります。

その中でもやはり土日なんかはスポーツ公園に行く方も非常に多いといった中で、なるべくそこに住民との余り接触がないようにというふうな形の中で、現在は、あくまでも今協議中でございますけれども、スポーツ公園の東側にある管理道路があるんですけれども、その管理道路を使って、いわゆる普通の一般の方とのすれ違いがないようにというふうなことで今協議を進めている状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） それで、熱の利用ですが、市のほうでは前に百楽泉とか給食センターの話していましたが、それは市としてその方向で考えているということよろしいですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的にはバイオマス産業都市構想に記載してございます公共施設の熱供給につきましては予定どおり進めていくつもりでございます。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） それで、それでも当然使い切れないと思うけれども、その余った熱の処理はどこか貯水槽へためて自然に冷えるのを待つのか、何かそういうのは当然あるわけですよ。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） まだ、その発電規模は決まっていますけれども、どのぐらいの熱量がとれるかというのはまだ決定しておりませんので、順次その辺のことも調べながら、どのぐらいの量が使えるのか、どのぐらいの量が余るのかというふうなことも考えながら、今後手法等も一応いろいろ考えていきたいなと考えております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません。熱の利用方法について、先ほど災害時には電気は使えないというようにお示しいただいているんですけども、熱のほうもやっぱり使えなくなる計画ですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 熱のほうにも一応電気を使うことになっておりまして、いわゆる発電所の排気筒から熱を吸収するんですけども、それを水とかお湯にこういうふうに戻して、熱をこういうふうに循環させるというようなあれで一応ポンプを使いますので、電気がとまるとそれも作動しないというふうに、技術的にはなってしまいます。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） そのままの計画の中で、私一番最初に見た資料の中には、東日本大震災のことを教訓にということでスタートがしているとは思いますが、そういった中でやっぱり、電気も災害時に使えない、熱も例えば暖房設備として使えないというだと、何

かちよつとそもそものスタートとちよつとずれている気がするんですけども、できればそのあたりも、例えば電気も蓄電を用意するだとか、そういった計画というのは難しいものですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 先ほどちよつと電気の話が出ましたけれども、一応日立造船さんのほうも非常用電源を持っていますので、こちらのほうのものにも、地域貢献のほうにもちよつと書かせていただいたんですが、電力の必要に応じて支障のない範囲でうちのほうもそれを利用して、委員がおっしゃるような取り組みができればいいかなというふうに思っているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） ぜひともよろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 先ほどお話があった20年間のそれが切れたとき、このもの自体は撤去、解体というところの契約ですよね。例えば、その後、継続してというふうな形になった場合の条文というのは、この一番最後のところでこれが26条の中でこれが含まれるという解釈になるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応この協定書につきましての協定期間というのがございまして、第20条に有効期間というものを定めておりまして、基本的には23年間の協定書というふうな形になります。

ですので、23年後にまた再リースというか、またあそこでやりたいというふうなことで協議が調った場合につきましては、当然ながら第26条により協議も可能性もございまして、また新たに協定書の再締結というふうなことも考えられるところでございます。

○委員（清水正二君） じゃ、その後については別に新たにその条文というんじゃなくて、この中で再契約とかそういった形のものが可能ということですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的には、また新たな協定書を締結するのではないかとというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） どこだったかな、特別会社か、1ページのところですかね。

日立造船が持つ株は、保有率です、100分の50を超えるものとするということですよ。要するに日立造船本体が持つ保有率は50を超えるものとする。これは日立造船がいろんなところと契約する際に、この100分の50というのが常に出ているのか。この契約のために50が出ているのか、その辺はどうなんですか。50を超えるのが一番、どんどん本体がでかくなればなるほど担保されるという部分が出てくると思うんだけど、この辺はどこの、日立造船側とすればどこも事業をやる場合にはこんなもんかなということなんですか。この辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 現在、日立造船と協議している段階では、実際には8割、80%の株を取得するというふうな状況で進んでおります。

ここの条文につきましては、80%といってもあれですので、一応基本的には第1企業で、その法人の中で第1企業であってくださいというふうなことのうちの条文でございます。

○委員（五味武彦君） 結構です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 1点だけなんですけれども。

結構、この間、宮の郷見せていただいた、一緒に行ったときに、結構音が想像以上に大きかったんですよ。それで、ああいったものは一応どのぐらい以下というふうに決まっているんですか。何ヘルツ以下とかって決まっているんですよ。それはどうなるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 騒音規制法の中で、基本的にその用途地域によって規制の基準が設けられておりますけれども、バイオマス発電所については規制地域がないということで、今のご質問の答えとすれば規制はありませんよというふうな形になってしまいうところがございます。

そのため、こちらのほうにも書いてありますけれども、環境保全の協定書というふうなものを締結いたしまして、そこで騒音レベルというものの私どもの自主規制をさせていただき

たいというふうを考えております。

○委員長（内藤久歳君） 保坂副委員長。

○委員（保坂芳子君） それで、この間、帰るときに、最後に、あそこの責任者の方が、騒音に関しては何らかの対応はしますということをはっきりおっしゃったので、その辺のところもよろしくお願ひしたいと思うんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 日立造船さんと打ち合わせしている中では、実際には音が外に出ないようになるべく音の出るものを内側に内側というふうなこともしたり、また植栽というふうなことをやって音をぶつけて、なるべく減らそうというふうな努力はしたいというふうなことは今伺っているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、何かございますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません。基本協定書なんですけれども、資料のほうにも書いてありますけれども、事業化決定のあかしということですよ。ただ、日立造船のほうで今どのようなことをするのかというのが全く見えていないですよ。

先ほど、収支のシミュレーションもいただいているんですけれども、要は日立造船が基本協定書（案）の2ページに事業計画書の届け出というのが書いてありますけれども、この協定書を組んでから細切りみたいになんか高炉の設計できました、これがこうしましたというようなのが出てくるというのは、僕は順番が逆だと思います。

本当は、本来は事業計画というのが最初に出てきて、じゃこれで安心ですね、だから基本協定組んでやりましょうよというのが僕は順序的にはそれが先だと思うんですけれども、その見解ってどういうふうにお考えになっていますか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応基本的には基本協定書を締結しないと、我々もそうなんです

けれども、日立造船サイドのほうにつきましても、いわゆる土地が確保できない、土地が担保できないというふうな形の中で、これがまずスタートなのかなというふうには私どもは考えているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） であれば、事業計画出てきて、これだけのシミュレーション出しているんで、ないと思いますけれども、途中でちょっとこのやり方はおかしいんじゃないかとか、そういったことは双方で話を詰めていくことなんで大丈夫だとは思いますが、ちょっとその点をちょっと私は気にしているということと、もう一つ、危機管理の中で、不測の事態の場合のことがこの基本協定書には書いていないんです。例えば、災害によって発電施設がとまりました、じゃ、その間の、ある程度大規模災害とか、例えば事業が継続することが困難になる場合もありますよね。ないと思いますけれども、もしかしたら日立造船さんが倒産する可能性もあるかもしれない。そういった状況のときに踏まえてのことが全く書いていないんですけれども、そういったことというのは、これ全部26条になっちゃうんですか、どうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応21条のほうには、不調の場合に係るというふうな形の中で、何らかしらの瑕疵とか、何らかしらのどちらの一方からの都合によりそれが不調となった場合についてはそれを賠償するとか、あとはまた、第23条には第三者に対する損害賠償とかいうものがございます。

また、最終的にはこの中で網羅できない部分につきましては、第26条で疑義が生じた事項につきましては甲乙協議して決定するといったところでありますので、そういった部分がありましたら、その都度協議をしまいたいと考えておりますし、また、議員さんが心配するのわかりますので、当然ながら逐次バイオマス産業都市構想特別委員会のほうにその報告をして、ご意見のほうも伺ってまいりたいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

赤澤議員。

○議員（赤澤 厚君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、地域の雇用を、ある程度地域の人たちにも雇用をするとあるんだけれども、こういった一つの先ほど言った騒音とか、車の問題とか、結構地域に迷惑かける施設なんだよね。だから、地域とのある程度要望とか、地域との協定書にそういうの一切入っていないんだけれども、地域の意向というか。こうい

ったものはこうやってもらいたいとか。結構、例に言えば、うちのごみの焼却の問題なんかも龍岡の人たちと業者とちゃんと提携を結んで、いろんな時間的な車の台数とかそういったものがしているんだけど、これには全然載っていないんだけど、それは業者と地域とそういった協定みたいなものも考えているんですか、そういうことは。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 昨年8月末に地元の方を対象にこの発電事業の関係の説明会をしたところ、当然ながら非常に交通の部分に関しては心配される声がありました。その中で、我々というか、日立造船サイドのほうにつきましても、そこには細心の注意を払いたいというふうなこともありますし、ただこちらにも明記してあります環境保全協定、こちらのほうには、通行する場合については細心の注意を払うよとか、そういったいろんなものも基本的には環境保全協定のほうで締結をしたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤議員。

○議員（赤澤 厚君） それは環境保全ですか、それはそれでいいんだけど、基本的に地域としてこういったものが出て、こういったものは気をつけてもらいたい、こういうものは要望しておくとか、そういったものをこうやって協定の中で取り入れなくていいのかということだけでも、基本的に。

だから、やっぱり我々とすれば一番地域の住民に迷惑かけてはいけないと。幾ら、要するに、一番問題なのはそこだと思うんだよね。地域の人たちに迷惑かけるようなことじゃ一番よくないんで、その辺のところをやっぱり岩森かな、自治会とか近隣の自治会の自治会長のあの中でもそういった協定を結ぶについて地域の要望とかそういったものをこういったものの中に取り入れていくことも必要じゃないかと思うんだけど、その辺のところをちょっとどんなふうに考えている。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応こちらの中では、第18条で環境保全への対処といったことで、環境保全協定の締結について定めております。

実際に日立造船さんとこの協定書は締結するわけですけども、環境保全協定とか雇用協定につきましては、実際に発電会社、特別目的会社と締結するというふうな形の中でその地域の要望、またそういったことにつきましては、環境保全協定のほうに盛り込んでいきたいなというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） すみません、おくれて来て。

途中で話がもし出ているとちょっと何なんですけれども、排熱利用の件で、いわゆる公共施設の3施設にこの排熱を利用すると。その排熱は熱い水なわけですよ、とりあえず。それのその後はどう処理するかといったら、東側に排水するみたいな話を以前ちらっと聞いたような気がするんだけど、それも何かもうちょっと上手に利用する方法がないのかなというふうに思うんだけど、具体的な話になったらその辺も検討してみる気持ちはございますか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 議員さんおっしゃるのは多分冷却水の関係じゃないかと思いますが、基本的に低温水、冷却水につきましては、将来的に農業利用をしていくというふうなことがバイオマス産業都市構想でなっておりますので、それに先発して中温水、80度ぐらいのお湯になりますけれども、それを公共施設に供給していくという計画になっておりますので、一応その排熱、低温水についても一応計画のほうで進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） あと1点。

これ、日立造船さんが事業自体は全部そっくりやるんだけど、ボイラーは多分協力関係にある業者とかメーカーとかが搬入するなり、維持の管理もしたりというような形になると思うけれども、どこのメーカーとかいう話は執行部側は聞いていますか。

〔「オリジナル」と呼ぶ者あり〕

○議員（齊藤芳夫君） オリジナル。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） タービンの部分に関してはどこに発注するかは私どもは今のところ聞いていないところでございますが、ボイラー自体は自社の製品を使うというふうなことを伺っているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で日立造船（株）との協定書（案）についてを終了いたします。

次に、（２）その他に入ります。

バイオマス関連で環境課よりその他報告等がありましたらお願いします。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 来月に開催いたします２月定例会におきまして、このバイオマス関連の予算の全てではないですが一部につきまして予算案を計上させていただきました。詳細につきましては定例会中にご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 次に、委員より特別委員会関係でその他何かございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これをきょう初めて見て、まだよく読みこなしていないんですが、締結の場合の委員会はいつごろ想定しているのか。

○委員長（内藤久歳君） 先ほど私が挨拶の中で述べたように、もう一回この件に関して委員会を開催いたします。だから、この内容について皆さん一読していただいて、ここはこうしたほうがいいのか、まだきょうは見ただけですので、なかなか理解できない部分もあったり、提案することもあったりとかしますので、そんなことで再度やります。

それで、その後にこの案として委員会としていいということになれば、それに向けてここから最終的な形になっていくというふうに思いますのでよろしくお願いします。

清水委員。

○委員（清水正二君） 熱利用ということで、これのあれで、この間研修行ったときもそうなんですけれども、同時進行というふうな何か説明を受けたんですけれども、この前のときにも。その熱利用に関する計画であるとかそういったものはどのくらいの期間でもって委員会のほうに示していただけか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的には、売電期間と同時に熱供給は進めてまいりたいというふうに考えておきまして、いわゆる発電所の建設と熱工事は同時進行でいって、実際に発電所がスタートするときにも熱供給がスタートするといったことで計画しております。

現在まだ熱の量がどのぐらいの量がとり出せるのかという部分がまだ未確定でございます。まずその部分を見きわめると、もう一点は、公共施設で、熱量全体の必要な熱量は十分把握しているんですけども、いわゆる時間軸の熱量の変化みたいなものが、多分ピークが真ん中ぐらいになっているかと思えますけれども、そういったことも見きわめつつ、設計のほうをしてまいりたいと考えておりますので、実際に熱量がどのぐらいの公共施設がどんな時間軸で熱量の変化があるとか、熱がとり出せる量がどのくらいあるかというふうなことが出ましたらば、また本特別委員会のほうにはご報告させていただきたいと思っております。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水正二君） その際に、それが全体の熱量が出たときに、この計画の中でも、何だ、農業施設にとかという、そういうプランがあったじゃないですか。そういったプランの方向性というのもある程度そういった中でもって示していただけるのかどうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今のところの予定では、まずは公共施設のほうで実績なりそういったものを踏まえつつ、それがある程度めどが立ったときには、近い将来という部分になりますけれども、農業展開のほうにも図っていきたいと思えますけれども、今の研究段階の中で、果たしてどんな作物がいいのかとか、どんな施設を整備しなければならないとかというものについては、当然ながら日々調査研究を進めていくところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。いいですか。

ほかに委員より。

保坂副委員長。

○委員（保坂芳子君） このバイオマス産業都市構想特別委員会は、一応23年間ずっとやっていくわけですがけれども、委員会自体はずっと存続していく予定ですか。

○委員長（内藤久歳君） だから、それは委員会の話、じゃ、私のほうで話します。

これ委員会は、事業が終わればもうそれで終わりですよ。あとは、熱供給という計画があるじゃないですか。それが終われば特別委員会は終わりということだと思います。

だから、構想という面からいくと、ごみ処理とか広い範囲になりますけれども、その辺のところは今後委員会委員のご意見を聞きながら、じゃ、全体として産業都市構想という形の中で、そういった全ての面において継続してやっていくのかということなんですけれども、事業そのものが発電と熱利用ということがあるので、この特別委員会の使命というか、は終わるのかなという、私個人的な考えですけども。あとは、環境課の中でそのほかの部分に

については進めていくのかなという感じがしますけれども。

また、これについてはまた今後、皆さんのご意見を伺いながらどんな方向で進めていくのがいいのか。

とりあえず、現在については、発電所とそれから熱利用と、それについて進めていくというふうなことになって、まだ先の話になりますけれども。

どうぞ。

○委員（保坂芳子君） 公共施設の熱を利用していくというのは、それはもう当然出てくる。その後、まだありますよね、今から出た農業とかという話とか、その他の温泉施設とかいろいろあるわけですよね。そういったところまで私たちとしてはやっぱりやっていかないと、一応中途半端。ただ、本当のチューニング期間という感じしちゃうんですよ。それってどうなの。

○委員長（内藤久歳君） それって、今の発電所と熱利用という延長上にあるので、そういうことであれば、その部分までやって、今度は、要するに民間が来るとか、そういう事業化になったときに我々もかかわりながらそこを進めていくということになると思いますけれども。今後については、まだ先の話だから、だから、一応とりあえず発電所と今熱利用という、そこに焦点を絞ってやっていくということです。

○委員（保坂芳子君） きょうなんか市民と議会の対話集会なんかでも、やっぱり、じゃ議員で条例つくったんですかとか、いろいろ言われましたけれども、やっぱりこういう産業都市構想でわざわざ特別委員会つくっていて、そんな、公共施設に熱を供給するなんてことは誰が考えたってできることですよ。それしかないんですかと言われちゃうわけですよ。だから、やっぱりその先どうするかというような、議会として特別委員会つくっておいて何もやらないというのは、と思います。

○委員長（内藤久歳君） どうぞ。

○委員（清水正二君） 実際に特別委員会というのは期ごとで終わりですよ。その次の新しい議員になったときにまた必要であれば特別委員会を設けるという形になるんで、今の何年、20年先とかまでやっているかということは今この現在のときに現在の期の中でやることであって、20年先とかそういうことを今ここでもって議論することじゃないと思いますけれども。

○委員長（内藤久歳君） 今、基本的にはそういう部分もありますけれども、やっぱり事業、バイオマス産業都市構想そのものは幅が広いし範囲も広いということで、環境に関すること

もさっき出ましたけれども、そういうのも全て絡んでいる、要素的に、あるじゃないですか。その中のこれが発電事業ということが中心になって立ち上げたことですから、これから先のことについてはさきにも言ったように、今ここでどうということが結論づけできないと思うんですよ。それはそのときの状況に応じて進めていくということだと思し、例えばまた、4年たてばまた改選になって、それでまた、要は議会としてそのときの議員あるいは議長がどういう考えを持ってやるのかという、そういうところにも起因してくるわけじゃないですか。

だから、とりあえず、どうぞ。

○委員（保坂芳子君） それはわかるんですですけども、一応立ち上げたときの委員会ですから、ただ単なる熱利用を公共機関にやるというのは、別に私たちがいなくても、ただ追認する、そうですね、そうですねと、こう、わかりましたというだけだったらそれいいですよ、今までどおりで。だけれども、その先何かできるんじゃないかとか、もっと市に市民にとって、市民だって期待していますから、だから、お金どうなんだとか、どの辺まではできるんだろうとか、やっぱりそういった研究とかそういうことを、私は、私たちの代ではここまでしか考えられなかったけれども、次に可能性があるので、次の委員会でまた考えてくださいとかというのならわかるけれども、これこのままだったら、私はそう思いますよ。

○委員長（内藤久歳君） いや、だから、言っていることはわかるから……

○委員（保坂芳子君） わかります。

○委員長（内藤久歳君） だから、今ここでやって、それでいろいろ、今ここで議することは協定書の内容についてやっていて、それでこれから次は熱があって、そこから先って、その流れの中でどうするかと議論をしていけばいいと思うんですよね。必要であれば継続して、じゃ、もっと展開していくとか、そういう調査研究をして新たな産業につながるためにはどうしたらいいかということをやっぴりやっていくと思うんですよね。

だから、私は、そのことがだめじゃなくて、だめじゃなくて、これからの進める過程の中でそういうものを方向性があればそういうことでやっていくということでもいいんじゃないかと私は思うんですけれども。

だから、今保坂副委員長が言ったように、そういう意見も踏まえて、この特別委員会をどうに進めていくんだという議論も含めてやっていくということだと思いますよ。

だから、当面、今はこの発電所の建設事業に関して全精力を集中して、いいものつくり上げて、事業化をしてという形でもって進めていくということだと思いますけれども。

よろしいですか。

ということで、ほかにございますか。

こういう機会ですから闊達なる委員討議を期待したいと思えますけれども。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 以上で、質疑を終了いたしたいと思えます。

事務局何かございますか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、バイオマス産業都市構想特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時47分